

**地域間交流支援(RIT)事業  
茨城県つくば市-台湾案件【メカトロニクス産業】  
海外コーディネータの公募**

2017年6月26日

独立行政法人 日本貿易振興機構  
副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という)では、2007年度より「地域間交流支援(Regional Industry Tie-Up:RIT)事業」を実施しています。そのうちの「茨城県つくば市-台湾案件」に関し、双方の産業交流を円滑に推進し、具体的なビジネス成果を得るため、国内実施主体である株式会社つくば研究支援センターと海外実施主体である工業技術研究院(ITRI)工業サービスセンターとで連携をとりながら、メカトロニクス分野における国内地域の企業に対する各種アドバイス、サポート、コーディネート業務を行う在台湾の海外コーディネータを募集します。ご関心のある方は下記公募内容および別添仕様書をご確認の上、ご応募願います。

**【案件概要】**

- つくば地域には、IT、ソフトウェア、情報通信機器、分析機器等の最先端技術を持つ企業群が集積している。
- 一方、台湾は、世界有数のメカトロニクス産業の集積があり、ハイテク技術の導入や研究開発、製品の国際的販路開拓に意欲的である。
- 技術力を有するつくば地域の企業と、国際的な営業力を持つ台湾企業の交流により、共同製品開発や中国及びASEANへの共同展開を目指す。

**【参考1】RIT事業について**

RIT事業では日本と海外の産業集積地・中小企業群・国内実施主体が協力して傘下企業の商談を支援することで、地域中小企業の国際化、ひいては地域産業の活性化に寄与することを目指します。

**■2017年度RIT事業採択案件一覧**

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_News/releases/2017/054827ab3d38d588/3.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2017/054827ab3d38d588/3.pdf)

**■RIT事業について**

<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/pdf/gaiyou.pdf>

**■RIT事業紹介URL**

<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/>

## 【参考 2】国内実施主体について

国内実施主体である株式会社つくば研究支援センターは研究交流、人材育成、最先端技術の情報提供等を通して新事業の創出を推進し、産学官の研究者の交流・連携による研究成果の事業化・企業化を効率的に支援する、つくば地域の産業支援機関である。

■国内実施主体紹介 <http://www.tsukuba-tci.co.jp/>

## 記

### 1. 応募資格

#### (1) 必須条件

- ① 実施主体の主要構成員や事務局のメンバーではない第三者であること。
- ② 台湾在住である個人又は台湾法人(登録法人)。
- ③ 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- ④ 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
- ⑤ 個人にあっては本人が、法人にあっては本業務に従事する者が、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ⑥ 本事業及びジェトロ事業での契約実績がある場合、その業務内容等において重大な問題を起こしていないこと。
- ⑦ 国内実施主体が設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れること。
- ⑧ 反社会的勢力と無関与であること。

#### (2) 専門性(以下の条件を全て満たしていること)

- ① 交流対象分野の技術・製品を客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有しており、高度な専門的知見を有していること。原則 10 年以上の実務経験を擁していることが望ましい。
- ② 該当する国内地域又は海外地域の当該分野のビジネス動向等について広い知見を有しており、現状を十分に把握していること。
- ③ これまでに国内外における企業間ビジネスマッチングの領域で商談等のコーディネート業務の実績・経験があること。

#### (3) その他専門性(以下の条件を満たしていることが望ましい)

- ・コーディネート業務を円滑に執行できる十分な語学力(中国語及び日本語)を有すること。

#### (4) 留意事項

- ・コーディネータ業務は地域間産業交流の補完的役割を担うものであり、特定企業又は事業の利益に与するものではないことを確認・理解すること。

### 2. 業務委託内容

業務委託仕様書を参照

### **3. 募集人数**

1名

### **4. 契約形態**

- ・ジェトロと個人、又は個人が所属する企業・団体等と業務委託契約書を締結する業務委託方式
- ・本事業の委託期間は、契約締結日から 2018 年 3 月 16 日までを予定。  
※ コーディネータの活動内容は、業務報告書や毎年度末に実施する活動レビュー等により評価を行う。評価内容の結果等によっては、期間内の契約解除もあり得る。

### **5. 業務委託の方式・金額について**

#### **(1) 定額式**

年間 60 万円(域内旅費を含む上限額)

#### **(2) 日本への出張**

本業務に係る日本への出張は想定しておりません。台湾での業務となります。

### **6. 応募方法**

#### **(1) 提出書類**

- ① 申請書(法人契約の場合は、契約締結者欄に法人の情報を記入)
- ② 会社概要(法人契約の場合のみ)

#### **(2) 提出方法**

2017 年 7 月 10 日(月)17:00 (日本時間)までに、必要書類を下記の提出先に電子メール及び郵送で提出すること(いずれも必着のこと)。

※ FAXでの提出は受け付けておりません。

※ 提出書類は返却いたしません。

#### **(3) 提出先**

ジェトロ茨城貿易情報センター(担当:榎原・木村)  
E-mail:IBR@jetro.go.jp  
〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎 4 階

### **7. 応募期間**

2017 年 6 月 26 日(月)~7 月 10 日(月)

## **8. 選考手続き**

第一次選考：書類審査、第二次選考：面談またはテレビ会議等にて実施（書類選考の上、別途日時等を連絡します）。

選考結果については採否のみを応募者本人（法人契約の場合も含む）に通知します。

なお、採否理由はお答えできません。

## **9. 個人情報の取り扱い**

この公募に関して書類にご記入頂いた個人情報は、海外コーディネータ選定手続きのために利用します。

## **10. お問い合わせ先**

ジェトロ茨城貿易情報センター（担当：榎原・木村）

E-mail:IBR@jetro.go.jp

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎4階

※ 電話やFAXでのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### **(1) 公表の対象となる契約先**

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職

していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

## (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

## (3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）